

国士舘大学  
動物実験施設飼養・保管マニュアル

本マニュアルは、国士舘大学動物実験等管理規程（以下「規程」という。）第13条に基づき作成するものである。

国士舘大学動物実験施設（以下「施設」という。）で動物実験等を行おうとする者は、規程に従って実験をしなければならない。用語の定義は規程に従うものとする。

施設では、実験動物の飼養及び保管は動物実験実施者が行い、動物実験施設飼養・保管マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、主に動物実験実施者を対象としている。施設において、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者が行うべき事項をすべて文章化することは不可能であるので、本マニュアルに記載がなくても相互に協力して動物飼養・保管及び動物実験等を行いやすい環境を保持するように努めること。マニュアルを実行するにあたっては、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006年6月1日公表、日本学術会議）」等を参考にすること。

参考：用語について

国士舘大学動物実験等管理規程第2条（定義）

動物実験実施者：動物実験計画申請者

動物実験責任者：動物実験実施者で業務を統括する者（動物実験実計画申請者）

管理者：学部長

実験動物管理者：動物実験施設等の専任教員

（実験動物に関する知識及び経験を有する者）

## 1 施設と施設概要

- (1) 施設は、マウス、ラット等の小型実験動物が飼育可能であり、動物実験責任者が動物実験委員会に申請を行い、承認された実験計画に用いられる実験動物が飼養・保管される。
- (2) 施設は、実験動物を飼養・保管する飼養保管施設及び手術等の処置、材料採取、行動観察を行う実験室からなる。
- (3) 施設は、放射性同位元素実験及び感染実験に対する十分な構造的機能を有していないため、放射性同位元素及び感染症動物の飼養・保管を禁止する。

## 2 管理者と実験動物管理者の設置とその役割

- (1) 規程第2条に基づき、施設に管理者を置き、管理者は学部長とする。
- (2) 実験動物管理者は、学部等の実験動物に関する知識及び経験を有する専任教員とす

る。

- (3) 実験動物管理者は、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する。
- (4) 管理者及び実験動物管理者は、施設内で行われる動物実験及び実験実施について掌理し、動物実験実施者に助言を与える。

### 3 施設利用の原則と資格

- (1) 施設の利用は、研究、教育、その他本学の運営上必要と認められるものに限定する。
- (2) 本施設の利用資格者は、本学の教員、大学院生及び学生とする。ただし、委員会あてに申し出た非常勤研究員などの学外者が管理者の了承を得たものについては、この限りではない。
- (3) 施設の利用を予定している者は、動物実験及び施設利用に関する講習会を受講しなければ、利用を開始することはできない。  
施設利用に関する講習会は毎年実施し、その受講の有効期間を3年とする。ただし、上記の講習会受講者に実験ブランクがある場合は有効期間に関わらず、受講を必須とする。  
規程の改定等が行われたときには、施設利用者全員が受講する。その年度の講習会後に施設利用を希望する者は、管理者から講習会と同等の内容の研修を受けるものとする。
- (4) 施設見学を希望することを申し出た者は、管理者の了承を得た上で、実験動物管理者が同行してはじめて入室が許される。
- (5) 管理者あるいは実験動物管理者は動物実験実施者が他に著しく迷惑を及ぼすと判断した場合は注意を与え、さらに改善されない場合は施設利用を制限することができる。

### 4 動物実験申請書等の提出

- (1) 動物実験責任者は、動物実験申請書【様式第1号】を動物実験委員会に申請し、承認された場合のみ実験を実施することができる。
- (2) 動物実験の変更・追加の承認についても同様とする【様式第3号】。
- (3) 動物実験を終了・中止した場合は、同委員会に報告する【様式第7号】。
- (4) 承認済みの動物実験申請書等の原本は、学術研究支援課に保管される。

### 5 実験動物検収（搬入）

- (1) 動物実験実施者が、実験動物を施設に搬入する場合、施設に設置されている記録簿に記入しなければならない。
- (2) 実験動物の輸入、遺伝子組み換え動物の購入、異なる動物実験申請書の動物実験実施者から施設内分与、動物生産業者以外からの搬入の場合も同様とする。
- (3) 実験動物の注文、搬入は動物実験実施者が行う。
- (4) 実験動物間及び動物から人への感染発生防止ならびに動物愛護の精神を遵守できる動物生産業者及び納入業者を選ぶこと。
- (5) 注文された実験動物について、納入業者（代理店等）は生産業者等から荷受後、直接

施設に搬入しなければならない。

- (6) 空港等で輸入者として実験動物を直接受領・運搬する場合を除き、実験動物を施設に搬入することを原則として禁止する。
- (7) 本施設以外の飼養保管施設及び実験室で飼育された動物を、施設に持ち込むことを禁止する。
- (8) 動物搬入時には動物の性別、匹数、立毛、衰弱、死亡等の異常の有無を確認する。動物に異常があった場合は、動物購入業者に連絡し、返品、または交換の処置をとる。
- (9) 異常がなかった場合、あらかじめ準備した専用ケージで飼養・保管を始める。

## 6 実験動物の検疫

- (1) 特定の生産業者から購入する実験動物については、検査機関の発行する微生物検査証の確認をもって検疫に代える。
- (2) 検疫を簡素化する生産業者の選定については動物生産規模や過去の感染症発生事例のほか、生産施設の標準作業手順書を確認するなど総合的に判断し、実験動物管理者が決定する。
- (3) 研究教育機関等から購入・譲渡される動物については検査機関の発行する微生物検査証ないし飼育実態調査報告書の確認をもって、搬入を許可する。
- (4) 検疫結果によっては、飼養保管施設への動物の移動を許可せず、適切な措置を講ずるものとする。

## 7 実験動物の配置

- (1) 実験動物の飼養保管施設への配置は実験動物管理者の監督のもと動物実験実施者が指定された位置へ配置を行う。
- (2) 施設において無断で、動物実験実施者が飼育ケージの位置を所定の飼育棚や飼育装置を超えて変更することを禁止する。
- (3) 動物実験実施者が、他の動物実験実施者の動物に無断で接触することを禁止する。
- (4) 実験動物を実験に供する場合、飼養環境への順化・順応を図った後に実験を開始する。

## 8 飼料及び飲水

- (1) 動物の飼料については動物実験実施者が購入・準備し、動物に与える。
- (2) 飼料の長期の保管場所は冷蔵設備内とする。
- (3) 自動給水方式及び給水ビン方式等、飼育装置に適した方式により、実験動物に飲水を与える。

## 9 飼養

- (1) 飼養保管施設の飼養については動物実験実施者が行う。
- (2) 動物の系統維持及び繁殖については、管理者が必要と認めた場合に限り、実験動物管理者監督のもと動物実験実施者が行う。

#### 10 動物実験実施者による飼養の方法

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に合った、適切な飼育法を行う。
- (2) 施設指定の場所に設定された、清浄飼育器具・器材類を利用する。
- (3) ケージは原則として週1回の頻度で清浄したケージに交換し、また床敷飼養ケージについては週1回、清浄ケージに交換し、実験の都合上、ケージ中の飼育動物数が多い場合は適切にケージ交換を行う。
- (4) 動物実験実施者は使用済みの汚染飼育器具・器材類を所定の洗浄場所で洗浄、乾燥させ、消毒後、所定の場所に保管する。

#### 11 飼育器具・器材類の準備

- (1) 飼育器具・器材類は洗浄・消毒ないし滅菌したものを使用する。
- (2) 施設内で実験動物間及び動物から人への感染症が発生することを防止するため本施設以外の飼養保管施設及び実験室で使用した飼育器具・器材類を施設内に持ち込むことを禁止する。

#### 12 実験動物の持ち出しと再持込み

- (1) 承認を受けた実験室以外への実験動物の持ち出し、または未承認実験室での実験を禁止する。
- (2) 実験動物を持ち出し、施設外の承認済実験室で実験を行う場合は、消毒済みケージに移して持ち出すこと。
- (3) 施設外に持ち出された実験動物の再搬入は原則として禁止する。ただし、実験上やむを得ない場合は、その都度実験動物管理者の了承を得、微生物感染等に十分配慮することを条件に、再搬入を認める場合がある。

#### 13 届出

- (1) 分析機械・器具類の搬入を希望する場合は、実験動物管理者の許可を得る。
- (2) 実験動物を分与する計画のある場合は、管理者の許可を得、実験動物管理者の指示に従う。

#### 14 動物実験室の利用

- (1) 飼養保管施設や実験室の使用については、希望する利用者が前もって使用日時を実験動物管理者に届け出、許可を得るものとする。

#### 15 機械・装置の搬入及び取扱い

- (1) 施設内で、実験動物間及び動物から人への感染症が発生することを防止するため本施設以外の飼養保管施設及び実験室で使用した機械・装置類を施設に持ち込むことを原則として禁止する。
- (2) 新規購入の機械・装置類の搬入を希望する場合、実験動物管理者の承認を得る。

- (3) 動物実験実施者は、持ち込んだ機械・装置類の維持・管理に務める。
- (4) 実験終了後、施設内に持ち込んだ機械・装置類は、速やかに施設から搬出する。
- (5) 承認を得て搬入した機械・器具類であっても、他の動物実験実施者の行う実験等や施設の運営上に支障が生じる場合、実験動物管理者が承認を取り消すことがある。
- (6) 施設に常備されている機械・器具類については、実験動物管理者の許可なく移動させてはならない。

#### 16 麻薬・向精神薬及び毒劇物の利用と管理

- (1) 動物実験責任者は向精神薬及び毒劇物を保管する際、施錠付き保管庫で保管する等、管理を徹底すること。

#### 17 実験終了後の動物

- (1) 実験終了後、実験動物を飼養する計画のない場合は、動物実験実施者が適切な方法で処理すること。
- (2) 実験動物の死体については、タオルペーパー等の吸水紙等に包んで所定の容器に保存し、施設外への搬出まで冷凍保管するなど、人の健康及び生活環境を損なうことのないように適切な措置を取ること。

#### 18 実験室の廃棄物及び廃液

- (1) 動物実験実施者は医療用廃棄物（注射針・注射筒、血液付着物等）、一般廃棄物及び実験廃液等はそれぞれ分別し、所定の容器に廃棄する。実験終了後は所定の廃棄物置場まで運搬する。医療産廃物及び実験廃液などについては学部等の廃棄物処理法に従って適切に行う必要がある。

#### 19 動物実験実施者の責任と心得

- (1) 動物実験の実施にあたっては、動物実験委員会によって承認された動物実験申請書に従って「3Rの原則」に則り適切に実験を実施する。
- (2) 安全管理に注意を払うべき動物実験及び実験管理については、関係法規等に従う。
- (3) 実験動物が実験目的以外の傷害を被った場合、または疾病に罹った場合は、適切な治療等を行う。傷害や疾病が重篤な場合は、管理者あるいは実験動物管理者立ち合いのもと、ドラフトチャンバー内にて医療用マスク及び医療用エプロンを着用の上、安楽死の処置を行う。
- (4) 施設内での飲食、喫煙を厳禁とする。
- (5) 動物実験実施者は施設の秩序及び清潔の保持、ならびに設備を常に良好な状態に保つため、実験室の整理、整頓を心がけ、決められた諸規則を遵守する。
- (6) 動物実験実施者が故意または重大な過失により、施設・設備を破損しあるいは紛失した場合は管理者に届出、その損害を補償・修理することに務める。
- (7) 飼養保管施設での飼養・保管については原則として現状の環境(室温、湿度、明暗サイクル等)で行うものとする。

## 20 動物実験責任者の責任と役割

- (1) 動物実験責任者は、動物実験実施者の中から選任された教員とする。
- (2) 動物実験責任者は、動物実験申請書を作成し実験の内容、実験計画の変更等については責任をもって実施する。
- (3) 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼養保管した実験動物の種類・数・病歴について把握し、管理者あるいは実験動物管理者の求めに応じて情報を提供する。
- (4) 実験が終了した場合は次年度の3月20日までに、「動物実験結果報告書」【様式第2号】を作成し、学術研究支援課に提出し、動物実験委員会に報告しなければならない。

## 21 緊急時の対応

- (1) 飼養保管施設退出する際は、ケージの蓋、扉あるいは留め金が完全に閉まっていることを確認する。実験動物の逸走防止及び実験による事故の防止に努めること。
- (2) 地震、火災、気象激変時や事故を発見した場合は、速やかに実験動物管理者に連絡すること。実験動物管理者に連絡が取れない場合は、「危機管理基本マニュアル」及び「学校法人国士舘危機管理組織・体系図」を参照し対応すること。

## 22 実験動物の譲受け・輸入

- (1) 実験動物を譲受け及び輸入する計画がある場合、予め実験動物管理者に相談し、その指示に従う。
- (2) 実験動物管理者は、本施設の飼育環境を総合的に判断し、その実験動物が飼養・保管が困難な場合は譲受けあるいは輸入の許可を与えないことがある。

## 23 実験動物の譲渡し（分与）

- (1) 実験動物を譲渡し（分与）する計画のある場合は、実験動物の授受に関するガイドライン（国立大学動物実験施設協議会、1984年5月31日制定、平成2006年5月19日改訂）に従って、被分与者から「実験動物の分与依頼書」を実験動物管理者に提示し、その指示に従わなければならない。
- (2) 実験動物管理者は、分与依頼書の内容を検討し、妥当と認められることを確認した後、分与依頼書を管理者に提出する。
- (3) 管理者は、委員会の議を経て、分与承諾の可否を決定後に分与承諾書を交付する。
- (4) 被分与者は分与を受けた後、7日以内に受領書を提出する。
- (5) 遺伝子組み換え動物を譲渡する場合は、所定の情報を分与先に提供する。
- (6) 分与先の機関においても、該当する動物実験計画が承認されていることを確認する。

## 24 動物の逸走及びその防止

- (1) 飼育ケージからの脱出が強く疑われる場合や逸走中の動物を発見した場合は、施設外に逸走しないような処置を執り、速やかに捕獲する。
- (2) 容易に捕獲できない場合、他の動物実験実施者の助けを借りて捕獲する。

- (3) 捕獲できなかったものの、飼養保管施設から逸走の可能性が低い場合、施設外に出ないように必要な措置を講ずる。
- (4) 定期的に、アニマルトラップを確認する。
- (5) 遺伝子組み換え動物は、カルタヘナ法で自然界に逸走させてはならない規定になっているため、飼養保管施設には、逸走防止の目的で、アニマルトラップを常設する。

## 25 突発停電、予告停電及び気象激変時の対応

- (1) 突発停電時の対策は危機管理基本マニュアルによる。
- (2) 予告停電時の対応  
実験動物管理者は、予告停電時の対応策を予め管財課もしくは各事務課と打ち合わせ、動物の飼養・保管動物に影響がないよう適切な対策をとる。
- (3) 気象激変時の対策は危機管理基本マニュアルによる。

## 26 動物実験実施者の負傷時の対応

- (1) 出血、火傷、骨折などケガや容体の程度を調べ、緊急度・重症度の高い場合、健康管理室に連絡をとるか、あるいは救急通報(119番)して以下の必要な事項を知らせる。
  - 負傷者のいる場所(目標、道順、連絡先)
  - 事故、負傷の状況、原因
  - 現場での応急処置の有無
- (2) 健康管理室あるいは救急隊員から指示があればそれに従う。
- (3) 必要があれば、搬送先の病院まで同行者をつける。
- (4) 軽症(切り傷、軽い火傷等)の場合でも、飼養保管施設に備え付けの消毒薬で消毒し、感染症を未然に防ぐよう努める。
- (5) 咬傷、搔傷の場合は、直ちに血液を搾り出しながら大量の水道水で十分に洗浄し、ヨード系消毒薬やアルコール等により消毒を行う。滅菌ガーゼ等で止血し、重傷、または感染症の心配がある場合は、健康管理室の指示を受け、必要に応じて病院で医師の診断を受ける。
- (6) 予後についても自己の体調に十分注意を払い、違和感を持ったときには健康管理室に相談すること。

## 27 飼育室確認と動物の健康状態の観察

- (1) 動物実験実施者あるいは動物実験責任者は死亡動物を確認した場合は、実験動物管理者に報告する。
- (2) 動物実験実施者あるいは動物実験責任者は実験動物に異常を発見した場合は、実験動物管理者に報告する。

## 28 飼育器材の洗浄

- (1) ケージ洗浄は原則として、湯浴中(約60℃)に浸水した上で行う。
- (2) 洗浄済みケージ類は乾燥棚に置き乾燥させる。
- (3) 飼育器材及び飼育棚は消毒用アルコールで滅菌後、使用する。

(4) 給餌容器、給水ビン、給水ノズルは、塩素強化水で消毒をしたものを使用する。

#### 29 衛生管理及びクリーニング

- (1) 動物飼育を行う場合、帽子、マスク、動物実験用白衣、防水エプロン、ゴム手袋を着用し作業を行う。
- (2) 飼養保管施設には消毒用エタノール、薬用ハンドソープ等の手指消毒液を常備する。
- (3) 動物実験用白衣は随時洗濯・乾燥を行った後、専用ロッカーに入れておく。
- (4) 飼養保管施設に入室する場合、飼育室専用サンダルに履き変える。
- (5) 動物実験実施者用サンダルは適時洗浄し、乾燥・消毒を行う。
- (6) 飼養保管施設の清掃は使用した度毎に、必ず掃除機または箒で行うが、月1回の頻度で飼育室床を0.1%次亜塩素酸ナトリウム液等でモップがけを行い飼育衛生の維持に努める。
- (7) 年に1回の大掃除を行う。
- (8) 空調設備のフィルターを適時掃除する。

#### 30 マニュアルの変更

- (1) 動物実験施設飼養・保管マニュアルは必要に応じて随時更新され、最新のマニュアルを実験動物管理者が管理する。

令和6年4月1日  
動物実験委員会